

陳情第16号

「流山市いじめ対策調査会」の委員の公表に関する陳情書

(要旨)

現在、流山市ホームページには、「流山市いじめ対策調査会」(以下、「当調査会」といいます。)のページはあるものの、そこには当調査会の委員は公表されておられません。本陳情書の要望は、当調査会の委員の氏名、職業、役職等の内容について、流山市ホームページに公表して頂くことが主旨となります。

当調査会は、「流山市いじめ防止対策推進条例」第16条で定められた組織であり、「いじめ防止対策推進法」第14条3項の条文に記載のとおり、いじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするために活動されている組織であると認識しております。また、当調査会の活動は、「いじめ対策推進事業」の一環として、公的機関に属さない委員に対して謝礼等という名目で公費が支払われております。

以上の点を踏まえただけでも、当調査会は非常に公共性の高い組織であり、委員の公表が必要であると考えております。一例として、千葉県ホームページでは、千葉県教育委員会のページの中に、「千葉県いじめ対策調査会」の委員の内容が既に公表されております(添付資料:千葉県いじめ対策調査会委員名簿 ご参照ください。)

また、流山市においては、2020年2月3日付で「流山市SDGs推進方針」を定めており、2020年3月に策定された流山市最上位計画である「総合計画」を構成している基本計画の中でも、「SDGsの推進」を掲げております。「総合計画」が目指すまちづくりは、SDGsと重なるものであり、総合計画を推進することでSDGsの達成に寄与するものと考え、各施策がSDGsの主にとどの目標に関連しているかを整理し、関連性を明確にしています。基本計画の施策体系の中では、「まちづくりの基本政策 5.誰もが自分らしく暮らせるまち 4.共生社会」の部分において、施策の展開方向として人権尊重も掲げており、SDGsの開発目標として、「16 平和と公正をすべての人に」のアイコンが付されております。

当該目標の要点は、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにお

いて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築すること」であり、構成する12個のターゲットでは、「16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。」ことが設定されています。

以上の観点から、本陳情書の要望は、流山市の目指す方向性と適合していると考えており、いじめ問題については正に人権に係わる部分であること、当調査会の委員の内容を公表することについては、透明性の高い公共機関であることを内外に示すこととなり、流山市の発展に寄与するものと拝察いたします。

貴議会におかれましては、本陳情書の趣旨をご理解いただき、以下の事項について、流山市教育委員会に要請して頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。また、採択された場合には、貴議会と流山市執行部との関係性に、適切な統制が効いていることを内外へ示すためにも、各項目の実行まで見届けていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

(項目)

- 1 「流山市いじめ対策調査会」の委員について、氏名、職業、所属機関、役職を記載し、流山市ホームページで縦覧すること。
- 2 当調査会の会長、副会長が選出された場合及び当調査会の委員に変更があった場合は、既に縦覧されている内容を、変更後の内容に更新すること。

2022年5月23日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二 様